

第2節 文化財の保存・活用に関する基本方針

前節で挙げた基本理念のもと、本市の歴史文化の特性を構成する文化財の保存・活用を計画的に推進するにあたり、次のとおり基本方針を設定する。

基本方針1 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「知る」

文化財の保存・活用は、そのものの本質的価値を「知る」ことから始まる。本市域に所在・分布する多様な文化財の把握と専門的な調査・研究を推進し、その本質的な価値を明らかにする。

また、多種多様な方法による情報発信を通して、市民や来訪者が学ぶ機会を創り出し、文化財の本質的な価値や魅力を共有する。

基本方針2 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「守る」

文化財に関連する法律や条例に基づき文化財の指定や保護施策を進め、未指定文化財について、詳細調査や研究の結果、本市にとって貴重で価値が認められる場合は、文化財調査委員会に諮り、指定等の措置を講ずるなど、保存に努める。

文化財の所有者や地域と連携し、適切な管理・保存に努める。また、様々な理由によって存続が危ぶまれる文化財について、担い手の確保と育成を図ると同時に理解を得るための機会を創出していく。特に、未来の担い手づくりのため、学校教育と連携するなど、子どもたちの地域学習等地域の歴史文化にふれる機会を創出する。

基本方針3 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「活かす」

文化財及び周辺環境の整備を行う上で、文化財そのものの価値や魅力を引き出すための整備を実施するとともに、市民はじめ来訪者が活用しやすい環境づくりに努める。

多様な文化財の活用を推進し、市民等が文化財に親しむ機会の創出に努め、まちづくりと地域の活性化につなげるなど、活用が保存・継承と一体となった施策を展開する。

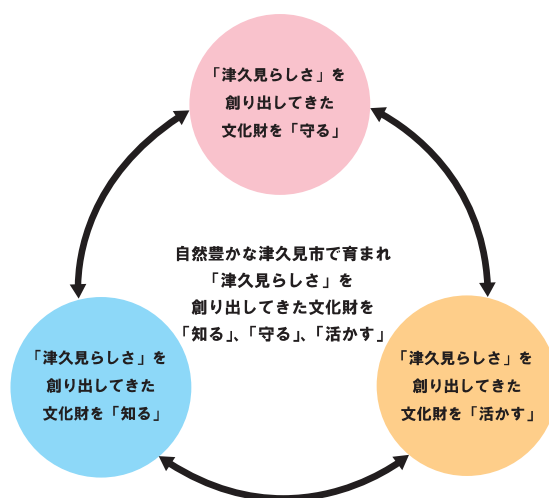


図23 文化財の保存・活用に向けた基本理念を支える3つの基本方針とその循環